

光ネット集合一括サービス利用契約約款

(TNC オールコムファ・マンション（共同住宅等の居住者向け）)

2025年9月8日

株式会社 TOKAI コミュニケーションズ

目次

第1章 総則

第1条（約款の適用）

第2条（約款の変更について）

第3条（用語の定義）

第2章 光ネット集合一括サービスの種類等

第4条（サービスの種類等）

第3章 光ネット集合一括サービスの提供区域

第5条（光ネット集合一括サービスの提供区域）

第4章 契約

第6条（契約の単位）

第7条（光ネット集合一括サービス区域）

第8条（収容サービス取扱局）

第9条（光ネット集合一括利用申込の方法）

第10条（光ネット集合一括利用申込の承諾）

第11条（契約者回線の移転）

第12条（その他の契約内容の変更）

第13条（利用の一時中断）

第14条（譲渡の禁止）

第15条（利用契約者が行う光ネット集合一括サービス利用契約の解除）

第16条（当社が行う光ネット集合一括サービス利用契約の解除）

第17条（契約者回線の提供ができなくなった場合の措置）

第18条（その他の提供条件）

第5章 付加機能

第19条（付加機能の提供）

第6章 端末設備の提供等

第20条（端末設備の提供）

第21条（端末設備の移転）

第22条（端末設備の取り替え）

第23条（利用契約者が行う端末設備に係る契約の解除）

第24条（当社が行う端末設備に係る契約の解除）

第25条（端末設備に係る契約の解除に伴う契約者の義務）

第7章 回線相互接続

第26条（当社又は他社の電気通信回線との接続）

第27条（相互接続点の所在場所の変更）

第8章 利用中止等

第28条（利用中止）

第 29 条 (利用停止)

第 9 章 通信

第 30 条 (通信利用の制限等)

第 10 章 料金等

第 31 条 (利用料金)

第 32 条 (債権の譲渡)

第 33 条 (延滞利息)

第 11 章 保守

第 34 条 (利用契約者の維持責任)

第 35 条 (利用契約者の切分責任)

第 36 条 (修理又は復旧の順位)

第 12 章 損害賠償

第 37 条 (責任の制限)

第 38 条 (免責)

第 13 章 雑則

第 39 条 (承諾の限界)

第 40 条 (利用に係る利用契約者の義務)

第 41 条 (利用契約者以外の者の利用に係る義務)

第 42 条 (サービスの提供範囲等)

第 43 条 (契約者回線等の設置場所の提供等)

第 44 条 (利用契約者の氏名等の通知)

第 45 条 (協定事業者からの通知)

第 46 条 (利用契約者に係る情報の利用)

第 47 条 (法令に規定する事項)

第 48 条 (注意喚起)

第 49 条 (技術的事項及び技術資料の閲覧)

第 50 条 (閲覧)

別記

1 光ネット集合一括サービスの提供区域

2 利用契約者の地位の継承

3 利用契約者の氏名等の変更

4 新聞社等の基準

5 電気通信設備の設置場所の提供等

6 自営端末設備の接続

7 自営端末設備に異常がある場合等の検査

8 自営電気通信設備の接続

9 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

- 10 当社の維持責任
- 11 光ネット集合一括サービスにおける禁止事項
- 12 技術資料の項目
- 13 管轄裁判所
- 14 情報提供
- 15 特定情報サービス
- 16 特定情報サービスに係る免責

別表

料金表

通則

第1表 料金

附則

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 株式会社 TOKAI コミュニケーションズ（以下「当社」といいます。）は、この光ネット集合一括サービス利用契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、この約款に同意の上で別途定める申込書により申込みを行い、かつ、当社が当該申込みについて承諾した者（以下「利用契約者」といいます。）との間で、この約款に基づくこれにより光ネット集合一括サービス（当社がこの約款以外の契約約款等を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

(約款の変更について)

第2条 当社が別途利用契約者に交付する重要事項説明書及び確認書及び申込書等（その他名目を問わず、当社がこの約款に関し案内した書面等の一切を指します。）は、この約款を構成する一部とみなします。

2 当社は、民法の定めに従い、利用契約者の承諾を得ることなく、この約款を変更することがあります。この場合、当社は、変更後のこの約款及びその効力発生時期を、本サービスに係る Web サイト又は当社の運営するホームページに掲載して周知するものとします。また改定されたこの約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとし、以後本サービスの内容及び料金その他提供条件変更後の約款によります。

3 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「事業法施行規則」といいます。）第 22 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号に該当する事項の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページに掲示する方法又は当社が適切であると判断する方法により説明します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
光ネット	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
光ネット集合一括サービス	契約者（本物件（「利用契約者」の定義の項で定義されるものとし、以下同様とする。）の所有者等）向けサービス： 別に定める光ネット集合一括サービス契約約款に基づいて、同一の建物（共同住宅のうち当社が別に定めるものとします。）内の全住戸に

	契約者回線を設置し、当該契約者回線を利用契約者らの利用に供するよう当社が維持管理するサービス 利用契約者（本物件の居住者）向けサービス： 光ネットを使用して行う電気通信サービスのうち、この約款に基づいて利用契約者に対し提供されるもの。
サービス取扱局	電気通信設備を設置し、それにより光ネット集合一括サービスに関する業務を行う当社の事業所
サービス取扱所	(1) 光ネット集合一括サービスに関する契約事務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託により光ネット集合一括サービスに関する契約事務を行う者の事業所
取扱局交換設備	サービス取扱局に設置される交換設備（その交換設備に接続される設備等を含みます。）
光ネット集合一括サービス契約	当社が提供する光ネット集合一括サービスの提供を契約者（本物件の所有者等）の立場で受けるための契約
光ネット集合一括サービス利用契約	当社が提供する光ネット集合一括サービスの提供を利用契約者の立場で受けるための契約
光ネット集合一括利用申込	光ネット集合一括サービス利用契約の申込み
契約者	契約者回線グループに属する全ての契約者回線について当社と光ネット集合一括サービス契約を締結した、本物件の所有者等
利用契約者	契約者回線の終端を設置する共同住宅等（以下「本物件」といいます。）の居住者であり、契約者回線に対して、光ネット集合一括利用契約約款に基づく契約を締結した者
契約者回線	当社が別に定める光ネット集合一括サービス契約約款に基づき、サービス取扱局内に設置された取扱局交換設備と光ネット集合一括サービス契約を締結した者が指定した場所との間に設置された電気通信回線
契約者回線グループ	同一の建物（共同住宅のうち当社が別に定めるものとします。）内に終端がある契約者回線で、当該建物の全住戸に設置されている契約者回線からなるグループ
相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます。）第 9 条の登録を受けた者又は事業法第 16 条の届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
インターネット接続事業者	主としてインターネットプロトコルにより、他の事業者との接続サービスを提供する電気通信事業者
契約者回線等	(1) 契約者回線 (2) 契約者回線に付随して当社が必要により設置する電気通信設備
回線終端装置	契約者回線の終端の場所に当社が設置する装置（端末設備を除きます。）

端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、一の部分の設置場所が他の部分の設置場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内にあるもの
ホームゲートウェイ	契約者回線の終端に接続され、ブロードバンドルータ機能を提供する端末設備
自営端末設備	利用契約者が設置する端末設備
自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
収容サービス取扱局	その契約者回線の収容される取扱局交換設備が設置されているサービス取扱局
技術基準等	端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）及び端末設備等の接続の技術的条件
引込柱	契約者回線の終端に最も近い距離にある電柱等
引込線	契約者回線のうち、契約者回線の終端に最も近い距離にあるクロージャ（分岐装置）から当社が設置又は提供する回線終端装置までの間の線路
利用の一時中断	光ネット集合一括インターネット接続サービス又は付加機能に係る電気通信設備等を他に転用することなく、一時的に利用できないようにすること
光ネット集合一括サービスの料金等	この約款の規定により契約者が支払う料金及び費用等
サービスを全く利用できない状態	光ネット集合一括インターネット接続サービス利用契約に係る電気通信設備によるすべての通信が全く利用できない、又は著しい障害が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態
区域外線路	収容サービス取扱局が所在する光ネット集合一括サービス区域を越える地点から引込柱までの線路
電子メール	メールアドレスを利用してサービス取扱局に設置する情報蓄積装置により通信の情報の蓄積又は再生等を行うこと
消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 光ネット集合一括サービスの種類等

(サービスの種類等)

第4条 光ネット集合一括サービスには、次の種類があります。

種類	内容
光ネット集合一括サービス	契約者（本物件の所有者等）向けサービス： 別に定める光ネット集合一括サービス契約約款に基づいて、同一の建物（共同住宅のうち当社が別に定めるものとします。）内の全住戸に契約者回線を設置し、当該契約者回線を利用契約者らの利用に供するよう当社が維持管理するサービス 利用契約者（本物件の居住者）向けサービス： 光ネットを使用して行う電気通信サービスのうち、この約款に基づいて利用契約者に対し提供されるもの。

2 光ネット集合一括サービスには、料金表に規定する品目及び提供の形態による区別並びに区分等があります。

第3章 光ネット集合一括サービスの提供区域

(光ネット集合一括サービスの提供区域)

第5条 当社の光ネット集合一括サービスは、別記1に定める提供区域において提供します。

第4章 契約

(契約の単位)

第6条 当社は、契約者回線1回線ごとに1の光ネット集合一括サービス利用契約を締結します。この場合、利用契約者は、1の光ネット集合一括サービス利用契約につき1人に限ります。

(光ネット集合一括サービス区域)

第7条 当社は、料金表第1表(料金)に定めるところにより光ネット集合一括サービス区域を設定します。

(収容サービス取扱局)

第8条 契約者回線の取扱局交換設備は、それぞれ次の収容サービス取扱局に収容します。

ただし、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

区別	収容サービス取扱局
1 契約者回線の終端のある場所が光ネット集合一括サービス区域内となるもの	その光ネット集合一括サービス区域内のサービス取扱局であって、当社が指定するもの
2 契約者回線の終端のある場所が光ネット集合一括サービス区域外となるもの	その契約者回線の終端のある場所の近隣のサービス取扱局であって、当社が指定するもの

2 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧する場合のほか、技術上及び光ネット集合一括サービスに関する業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、前項の収容サービス取扱局を変更することがあります。

(光ネット集合一括利用申込の方法)

第9条 利用契約者となろうとする者が光ネット集合一括利用申込みをするときは、この約款に同意の上、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をサービス取扱所に提出(電磁的方法による提出を含みます。)又はインターネット(主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備をいいます。)を経由して当社所定の契約申込書式をサービス取扱所に提出していただきます。

(1) 光ネット集合一括サービスの品目等

(2) 契約者回線の終端の場所

(3) その他光ネット集合一括利用申込みの内容を特定するための事項

2 利用契約者は、当社が別に定める光ネット集合一括サービス契約約款に基づき光ネット集合一括サービス契約が締結された建物において、光ネット集合一括利用申込みを行うものとします。

3 利用契約者は、光ネット集合一括利用申込みをする契約者回線について、当社が別に定める光ネット集合一括サービス契約約款に規定する利用契約者になることに同意していただきます。

(光ネット集合一括利用申込の承諾)

第 10 条 光ネット集合一括サービス利用契約は、光ネット集合一括利用申込に対して当社が承諾の意思表示をしたときに成立します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合又は該当すると当社が判断した場合には、その光ネット集合一括利用申込を承諾しないことがあります。

- (1) 契約申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。
- (2) 光ネット集合一括サービスを提供することが技術上又は経済上著しく困難なとき。
- (3) その他光ネット集合一括サービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき、又はそのおそれがあると当社が判断したとき。

(契約者回線の移転)

第 11 条 利用契約者は、契約者回線の移転を請求することはできません。

(その他の契約内容の変更)

第 12 条 当社は、利用契約者から請求があったとき（別記 2 及び別記 3 に定める変更を含みます。）は、第 9 条（光ネット集合一括利用申込の方法）第 1 項第 3 号に規定する契約内容の変更を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、第 10 条（光ネット集合一括利用申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(利用の一時中断)

第 13 条 当社は、利用契約者から請求があったときは、契約者回線等の利用の一時中断を行います。

(譲渡の禁止)

第 14 条 利用契約者は、この約款に基づいて光ネット集合一括サービスを利用する権利を、第三者に譲渡することはできません。

(利用契約者が行う光ネット集合一括サービス利用契約の解除)

第 15 条 利用契約者は、光ネット集合一括サービス利用契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめサービス取扱所に通知していただきます。

2 前項により、光ネット集合一括サービス利用契約を解除する場合、利用契約者が所有又は占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要するときには、利用契約者にその復旧に要する費用を負担していただきます。

(当社が行う光ネット集合一括サービス利用契約の解除)

第 16 条 当社は、第 29 条（利用停止）の規定により光ネット集合一括サービスの利用を停止された利用契約者が、その事実を解消しないときは、光ネット集合一括サービス利用契約を解除することがあります。

- 2 当社は、利用契約者が第 29 条（利用停止）第 1 項または第 2 項各号のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められるときは、第 29 条（利用停止）の規定にかかわらず、契約者回線等の利用停止をしないで光ネット集合一括サービス利用契約を解除することがあります。
- 3 当社は、利用契約者において、破産、民事再生又は会社更生の申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったときは、光ネット集合一括サービス利用契約を解除することがあります。
- 4 当社は、前三項に定めるほか、利用契約者が、当社の契約約款等の規定により支払いを要することとなったサービス等に係る料金その他の債務を支払期日を経過してもなお支払わないときは、光ネット集合一括サービス利用契約を解除することがあります。
- 5 当社は、前四項の規定により光ネット集合一括サービス利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ利用契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 6 第 1 項、第 2 項、第 3 項又は第 4 項の解除にあたり、利用契約者が所有又は占有する敷地、家屋又は構築物等の復旧を要する場合には、利用契約者にその復旧に要する費用を負担していただきます。

（契約者回線の提供ができなくなった場合の措置）

第 17 条 当社は、当社の責めによらない理由により契約者回線の提供ができなくなった場合は、利用契約者からその契約者回線等の利用の一時中断の請求があったときを除き、光ネット集合一括サービス利用契約を解除することがあります。

- 2 当社は、前項の規定により光ネット集合一括サービス利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ利用契約者に通知します。

（その他の提供条件）

第 18 条 光ネット集合一括サービス利用契約に関するその他の提供条件については、別記に定めるところによります。

第5章 付加機能

(付加機能の提供)

第 19 条 利用契約者は、中部テレコミュニケーション株式会社（以下、「ctc」といいます。）が光ネット集合一括サービスに関連して提供する付加機能（以下、「付加機能」といいます。）については、ctc が別途定める手続きに基づいて申し込み、ctc がこれを承諾することによって、ctc との間で当該付加機能に係る契約を締結することができます。

2 この付加機能に係る契約は、利用契約者と ctc との間で締結されるものであり、利用契約者は ctc との契約内容に従うものとします。

3 光ネット集合一括サービスが終了したときは、それに伴い、第 1 項に定める付加機能に係る契約も終了します。

第6章 端末設備の提供等

(端末設備の提供)

第 20 条 当社は、光ネット集合一括サービスの提供に必要な端末設備を、利用契約者からの申込みに対し当社が承諾することを条件として、無料で提供します。利用契約者は、上記申込みを行う場合、サービス取扱所に対し、この端末設備提供の申込書を提出（電磁的方法による提出を含みます。）するものとします。

2 前項の承諾については、第 10 条（光ネット集合一括利用申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

3 当社は、第 1 項の規定により提供するホームゲートウェイが、契約者回線に接続されている場合において、その状態の監視及び光ネット集合一括サービスの利用に必要な設定を遠隔にて行います。利用契約者は、これを承諾するものとします。

(端末設備の移転)

第 21 条 利用契約者は、端末設備の移転を請求することはできません。

(端末設備の取り替え)

第 22 条 当社は、端末設備の提供後、利用契約者の責めに帰さない理由により、端末設備が正常に作動しなくなった場合、当社は端末設備を修理し又は取り替えるものとします。

ただし、端末設備の修理又は取り替えに過大な費用又は時間を要する場合には、当社は利用契約者に通知の上、光ネット集合一括サービス利用契約を解除できるものとします。

(利用契約者が行う端末設備に係る契約の解除)

第 23 条 利用契約者が端末設備（料金表第 1 表（料金）に定めるホームゲートウェイに限ります。以下、本条から第 25 条において同じとします。）に係る契約の解除を希望する場合には、サービス取扱所にその旨を通知するものとします。

2 前項により、端末設備に係る契約を解除する場合、利用契約者は、当社所定の手続きに従うものとします。

(当社が行う端末設備に係る契約の解除)

第 24 条 当社は次のいずれかに該当するときは、端末設備に係る契約を解除することがあります。この場合、利用契約者は速やかに当該端末設備の返還を行うものとします。

（1）光ネット集合一括サービス利用契約が解除されたとき。

（2）光ネット集合一括サービス契約が解除されたとき。

2 当社は、前項の規定により端末設備に係る契約を解除しようとするときは、あらかじめ利用契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(端末設備に係る契約の解除に伴う利用契約者の義務)

第 25 条 第 23 条 (利用契約者が行う端末設備に係る契約の解除)、又は第 24 条 (当社が行う端末設備に係る契約の解除) に定める端末設備に係る契約の解除等その他の理由により端末設備に係る契約が終了した場合は、利用契約者は当社が別途指定する方法に基づき、直ちに端末設備を当社に返還するものとします。この場合、端末設備の返還費用は、利用契約者自身で負担するものとします。

2 利用契約者が返還義務の履行を怠った場合は、利用契約者は当社に対して第 40 条 (利用に係る利用契約者の義務) 第 2 項に規定する費用を支払うものとします。

第 7 章 回線相互接続

(当社又は他社の電気通信回線との接続)

第 26 条 利用契約者は、当社に対し、その契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、利用契約者は、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について当社所定の書面に記載し、サービス取扱所に提出していただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、その接続に係る電気通信回線の利用が当社又は前項により利用契約者が接続を請求した当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表により制限される場合を除いて、その請求を承諾します。この場合、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証いたしません。

3 利用契約者は、前二項に規定する接続について、第 1 項の書面に記載した事項を変更しようとするときは、当社所定の書面に変更される事項を記載し、その書面をサービス取扱所に提出することにより、その変更の請求をしていただきます。この場合、当社は、前項の規定に準じて取り扱います。

4 利用契約者は、第 1 項及び第 2 項に規定する接続を廃止しようとするときは、あらかじめ書面によりサービス取扱所に通知していただきます。

(相互接続点の所在場所の変更)

第 27 条 当社は、当社以外の電気通信事業者と締結する相互接続協定に基づき、光ネット集合一括サービスに係る相互接続点の所在場所を変更することがあります。

第8章 利用中止等

(利用中止)

第 28 条 当社は、次の場合には、契約者回線等の利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 前条（相互接続点の所在場所の変更）の規定により、相互接続点の所在場所を変更するとき。
- (3) 第 30 条（通信利用の制限等）の規定により、契約者回線等の利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定により契約者回線等の利用を中止するときは、あらかじめ当社が指定するホームページ又は電子メールにより契約者及び利用契約者に周知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第 29 条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間（(1)の場合は、その光ネット集合一括サービスの料金等が支払われるまでの間）、その契約者回線等の利用を停止することがあります。

- (1) 利用契約者が本物件との関係で別途締結する光ネット集合一括サービス契約の料金等について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 当社と契約を締結している又は締結していた他の光ネット集合一括サービス契約の料金等について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (3) 契約者回線等に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
- (4) 前各号のほか、別に定める光ネット集合一括サービス契約約款に違反する行為であって光ネット集合一括サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2 当社は、利用契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間（(1)の場合は、その光ネット集合一括サービスの料金等が支払われるまでの間）、その契約者回線等の利用を停止することがあります。

- (1) 第 40 条（利用に係る利用契約者の義務）又は第 41 条（利用契約者以外の者の利用に係る義務）の規定に違反したとき。
- (2) 当社の承諾を得ずに、契約者回線等に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
- (3) 契約者回線等に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだと

き、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線等から取り外さなかったとき。

(4) 前各号のほか、この契約の規定に違反する行為であって光ネット集合一括サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

3 当社は、第1項または第2項の規定により契約者回線等の利用停止をしようとするときは、あらかじめ、その理由及び利用停止期間を契約者及び利用契約者に通知します。

第9章 通信

(通信利用の制限等)

第30条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線等（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外の契約者回線等の利用を制限することがあります。

機関名
気象機関 水防機関 消防機関 災害救助機関 秩序の維持に直接関係がある機関 防衛に直接関係がある機関 海上の保安に直接関係がある機関 輸送の確保に直接関係がある機関 通信役務の提供に直接関係がある機関 電力の供給に直接関係がある機関 水道の供給に直接関係がある機関 ガスの供給に直接関係がある機関 選挙管理機関 当社が別記4に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関 預貯金業務を行う金融機関 その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

- 2 通信が著しく輻輳したとき又はその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 3 利用契約者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、通信の利用を制限することがあります。

第 10 章 料金等

(利用料金)

第 31 条 利用契約者は、光ネット集合一括サービス利用契約に基づいて、無償で、当社から光ネット集合一括サービスの提供を受けることができます。

(債権の譲渡)

第 32 条 当社は、この契約の規定により、利用契約者が支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権の全部又は一部を第三者に譲渡することがあります

(延滞利息)

第 33 条 利用契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について、年 14.5% の割合（閏年についても 365 日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から計算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第 11 章 保守

(利用契約者の維持責任)

第 34 条 利用契約者は、その契約者回線等に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準等に適合するように維持していただきます。

(利用契約者の切分責任)

第 35 条 利用契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線等に接続されている場合であって、当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、利用契約者から要請があったときは、当社は、サービス取扱局において試験を行い、その結果を利用契約者に通知します。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、利用契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧の順位)

第 36 条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し又は滅失した場合に、その全部を修理し又は復旧することができないときは、第 30 条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し又は復旧します。この場合、第 1 順位又は第 2 順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りま。

順位	機関名
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に設置されるもの 防衛に直接関係がある機関に設置されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信役務の提供に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの
2	水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの

	当社が別記4に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

第 12 章 損害賠償

(責任の制限)

第 37 条 当社は、光ネット集合一括サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その光ネット集合一括サービスが全く利用できない状態（一部が全く利用できない状態を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、光ネット集合一括サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。以下この条において同じとします。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する次の光ネット集合一括サービスの利用料金（その光ネット集合一括サービスの一部が全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額。以下この条において同じとします。）の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(1) 料金表第 1 表（料金）に規定する利用料金

3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則に準じて取り扱います。

4 当社の故意又は重大な過失により光ネット集合一括サービスの提供をしなかったときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しません。

5 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、損害賠償の取扱いについて料金表第 1 表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(免責)

第 38 条 当社は、光ネット集合一括サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、利用契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の責めによらない理由によるものであるときは、その損害を賠償する責任を負いません。

2 当社は、この契約等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、別表に定める光ネット集合一括サービスにおける基本的な技術的事項（以下この条において「技術的事項」といいます。）の規定の変更（取扱局交換設備の変更に伴う技術的事項の規定の適用の変更を含みます。）により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

- 3 当社は、利用契約者が光ネット集合一括サービスを利用することにより得た情報等（コンピュータプログラムを含みます。）について何らの責任も負いません。また、これらの情報等に起因して生じた一切の損害に対しても何らの責任を負いません。
- 4 当社は、利用契約者が光ネット集合一括サービスに係る電気通信設備のファイルに書き込んだ情報が、掲載停止若しくは削除されたこと、又は掲載停止若しくは削除されなかったことに起因して、その利用契約者その他第三者に損害が生じたとしても、理由のいかんにかかわらず、一切責任を負いません。
- 5 当社は、利用契約者が電子メールのために情報蓄積装置に蓄積する情報の保存について、理由のいかんにかかわらず、一切責任を負いません。
- 6 利用契約者が光ネット集合一括サービスの利用に関連し、他の契約者又は第三者に対して損害を与えたものとして、当該他の契約者又は第三者からの何らかの請求がなされ、又は訴訟が提起された場合、その契約者は、自らの費用と責任において当該請求又は訴訟を解決するものとし、当社を一切免責するものとします。
- 7 当社は、当社及び当社以外が提供するソフトウェア等又はその他の不可抗力により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事象から生じた損害、遺失利益及び間接損害等のあらゆる損害については、一切の賠償責任を負わないものとします。

第 13 章 雑則

(承諾の限界)

第 39 条 当社は、利用契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合、その理由をその請求をした契約者に通知します。ただし、この契約において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(利用に係る利用契約者の義務)

第 40 条 利用契約者は次のことを守っていただきます。

- (1) 当社が光ネット集合一括サービス利用契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは破壊し、又はその契約者回線に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際してその電気通信設備を保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。なお、この場合はすみやかにサービス取扱所に通知していただきます。
- (2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為をしないこと。
- (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が光ネット集合一括サービス利用契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (4) 当社に光ネット集合一括サービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、利用契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等は無償で使用させること。この土地、建物等について、地主、家主その他の利害関係人があるときは、契約者はあらかじめ必要な承諾を得ておくこと。
- (5) 利用契約者は、当社が当社の指定する設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、利用契約者が所有する若しくは占有する土地、建物その他の工作物等への立入を求めた場合は、これに協力すること。
- (6) 当社が別に定める台数を超えて光ネット集合一括サービスを同時に使用できる自営端末設備を設置しないこと。
- (7) 当社が光ネット集合一括サービス利用契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- (8) 他人の著作権その他の権利を侵害し、公序良俗に反し、又は法令に反する態様で光ネット集合一括サービスを利用しないこと。
- (9) 別記 11 に定める禁止事項に抵触しないこと。

2 利用契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備若しくは端末設備を亡失し若しくはき損したとき、又は電気通信設備若しくは端末設備の返還に遅滞があったときは、当社が指定する期日まで、その補充、修繕、その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(注) 亡失又はき損に関する費用、次表に定める額を限度とし、当社が別に定めるものとします。

装置種別	費用の額 (1 装置・1 回につき)
プラン 1 におけるホームゲートウェイ及び、プラン 1－2 の回線終端装置	21,000 円 (23,100 円)

(利用契約者以外の者の利用に係る義務)

第 41 条 利用契約者は、当社が光ネット集合一括サービス利用契約に基づき設置した契約者回線等を利用契約者以外の者に使用させる場合は、前条のほか次のことを守っていただきます。

(1) 利用契約者は、前条の規定の適用について、その契約者回線等を使用する者の行為についても、当社に対して責任を負うこと。

(2) 利用契約者は、当社が次に定めるこの契約の規定について、その契約者回線等に接続する端末設備、自営端末設備又は自営電気通信設備のうち、その契約者回線等を使用する者の設置に係るものについても、当社に対して責任を負うこと。

ア 第 34 条 (利用契約者の維持責任)

イ 第 35 条 (利用契約者の切分責任)

ウ 別記の 6 (自営端末の設備の接続)

エ 別記の 7 (自営端末設備に異常がある場合等の検査)

オ 別記の 8 (自営電気通信設備の接続)

カ 別記の 9 (自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

(サービスの提供範囲等)

第 42 条 当社は、この契約の規定による光ネット集合一括サービスを本邦内に限り提供します。

2 当社が提供する光ネット集合一括サービスの範囲は、契約者回線の終端から相互接続点までとします。この場合において、当社は、その相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。

(契約者回線等の設置場所の提供等)

第 43 条 利用契約者からの契約者回線等及び端末設備の設置場所の提供等については、別記 5 に定めるところによります。

(利用契約者の氏名等の通知)

第 44 条 当社は、協定事業者から請求があった場合は、利用契約者（協定事業者からの請求については、その協定事業者と光ネット集合一括サービスを利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。）の氏名、住所及び契約者連絡先電話番号をその協定事業者に通知することがあります。

(協定事業者からの通知)

第 45 条 利用契約者は、当社が、光ネット集合一括サービスの提供にあたり必要があるときは、協定事業者から必要な利用契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

(利用契約者に係る情報の利用)

第 46 条 当社は、利用契約者に係る氏名若しくは名称、契約者連絡先電話番号、住所若しくは居住又は請求書の送付先等の情報を、当社、協定事業者又は提携事業者のサービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社、協定事業者又は提携事業者の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。

なお、光ネット集合一括サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的については、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

(注) 業務の遂行上必要な範囲での利用には、契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

(法令に規定する事項)

第 47 条 光ネット集合一括サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項について、別記 6 から 10 に定めるところによります。

(注意喚起)

第 48 条 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成 11 年法律第 162 号。以下「機構法」といいます。）第 14 条第 1 項第 7 号に基づき、国立研究開発法人情報通信研究機構がサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関して行う助言及び情報の提供に従って、送信型対電気通信設備サイバー攻撃（事業法第 116 条の 2 第 1 項第 1 号に定めるものをいいます。）により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、当社が必要と認める限度で、その電気通信設備の IP アドレス及びタイムスタンプから、その電気通信設備を接続する利用契約者を確認し、注意喚起を行うことがあります。

2 当社は、機構法の改正等により、前項に定める取扱いを終了することがあります。

(技術的事項及び技術資料の閲覧)

第 49 条 光ネット集合一括サービスにおける基本的な技術的事項は、別表に定めるところによります。

2 当社は、当社が指定するサービス取扱所において、光ネット集合一括サービスを利用する上で参考となる、別記 12 に定める事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

(閲覧)

第 50 条 この契約において、当社が別に定めることとしている事項について、当社は、閲覧に供します。

別記

1 光ネット集合一括サービスの提供区域

光ネット集合一括サービスの提供区域は、次に掲げる県の区域のうち当社が別に定める区域とします。

県の区域
愛知県、岐阜県、三重県、静岡県（富士川以西）

2 利用契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割により、利用契約者の地位の承継があったときは、相続人又は契約者の地位を承継した法人は、これを証明する書類を添えて、サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1) の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2) の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 利用契約者の氏名等の変更

- (1) 利用契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、そのことを速やかにサービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1) の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を添付していただくことがあります。
- (3) 利用契約者が(1) の届出を行ったとき又は事実と異なる届出を行ったときは、当社がこの約款に規定する通知は、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

4 新聞社等の基準

区分	基準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が一の題号について 8,000 部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和 25 年法律第 131 号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1 欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース若しくは情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

5 電気通信設備の設置場所の提供等

- (1) 契約者回線等の終端にある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が契約者回線等及び端末設備を設置するために必要な場所は、その利用契約者から提供していただきます。
- (2) 当社が光ネット集合一括サービス利用契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、利用契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 利用契約者は、契約者回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその設備を設置していただきます。

6 自営端末設備の接続

- (1) 利用契約者は、その契約者回線等の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線等に自営端末設備を接続することができます。この場合において、技術基準等に適合することについて登録認定機関（事業法施行規則第 32 条第 1 項第 5 号に基づき総務大臣の登録を受けた者をいいます。以下同じとします。）の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面により接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1) の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合していないとき。
 - イ その接続が事業法施行規則第 31 条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は (2) の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するときは除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3) の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 利用契約者は、工事担任者規則（昭和 60 年郵政省令第 28 号。以下「工事担任者規則」といいます。）第 4 条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。
ただし、同規則第 3 条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 利用契約者がその自営端末設備を変更したときについても、(1) から (5) の規定に準じて取り扱います。
- (7) 利用契約者はその契約者回線等に接続されている自営端末設備を取り外したときは、そのことを当社に通知していただきます。

7 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、契約者回線等に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、利用契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、

利用契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。

(2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明証を提示します。

(3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、利用契約者は、その自営端末設備を契約者回線等から取り外していただきます。

8 自営電気通信設備の接続

(1) 利用契約者は、その契約者回線等の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線等に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その請求の内容を特定するための事項について、当社所定の書面に記載し、その接続の請求をしていただきます。

(2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。

ア その接続が技術基準等に適合しないとき。

イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となるとき。

(3) 当社は、(2)の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

(4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(5) 利用契約者は、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第3条で定める場合には、この限りではありません。

(6) 利用契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。

(7) 利用契約者は、その契約者回線等に接続されている自営電気通信設備を取り外したときは、そのことを当社に通知していただきます。

9 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線等に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他の電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記7（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

10 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するように維持します。

11 光ネット集合一括サービスにおける禁止事項

利用契約者は、光ネット集合一括サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 他人の知的財産権（特許権、実用新案権、著作権、意匠権、商標権等）、その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (2) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (3) 他人を不当に差別若しくは誹謗中傷し、他人への不当な差別を助長し、又はその名誉若しくは信用をき損する行為又はき損するおそれのある行為
- (4) 詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、又は結びつくおそれの高い行為
- (5) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待に相当する画像、映像、音声若しくは文書等を送信又は掲載する行為、又はこれらを収録した媒体を販売する行為、又はその送信、表示、販売を想起させる広告を表示又は送信する行為
- (6) 薬物犯罪、規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品（指定薬物等である疑いがある物として告示により広告等を広域的に禁止された物品）若しくはこれらを含むいわゆる危険ドラッグ濫用に結びつく、若しくは結びつくおそれの高い行為、未承認若しくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、またはインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為
- (7) 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付行為の広告を行う行為
- (8) 法を逸脱した又は逸脱するおそれのある営業行為（無限連鎖講（ネズミ講）若しくは連鎖販売取引（マルチ商法）を開設し、又はこれを勧誘する行為）
- (9) 光ネット集合一括サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- (10) 他人になりすまして光ネット集合一括サービスを利用する行為（偽装するためにメールヘッダー等の部分に細工を行う行為を含みます。）
- (11) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信し又はこれを他人が受信可能な状態のまま放置する行為
- (12) 画面上での対話の流れを妨害し、又は他の契約者がリアルタイムに操作・入力しようとすることに悪い影響を及ぼすおそれがある行為
- (13) 本人の同意を得ることなく、他人が嫌悪感を抱く又はそのおそれのある電子メールを送信する行為
- (14) 本人の同意を得ることなく、不特定多数の者に対して商業的宣伝又は勧誘の電子メールを送信する行為
- (15) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為
- (16) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、又は違法な賭博ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (17) 違法行為（けん銃などの譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫など）を直接的かつ明示的に請負し、仲介し、又は誘引する行為

- (18) 人の殺害現場などの残虐な情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- (19) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、又は第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介する等の行為
- (20) 偽りその他不正な手段により個人情報を取得する行為
- (21) インターネット異性紹介事業（出会い系サイト）の開設、運営、若しくは利用により法令に違反する行為、またはそのおそれのある行為
- (22) 販売又は頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為
- (23) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつその行為を助長する態様でリンクを張る行為
- (24) 当社の承諾を得ることなく、第三者からの要求に対し、情報を自発的に応答させる行為又は応答させることを目的とした自営電気通信設備を設置する行為
- (25) その他公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為
- (26) その他、法令に違反する行為
- (27) その他、当社が不適切と判断する行為

12 技術資料の項目

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件

- (1) 物理的条件
- (2) 電氣的条件
- (3) 論理的条件

13 管轄裁判所

この契約に関する訴訟については、その債権額に応じて静岡地方裁判所又は静岡簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

14 情報提供

当社は、当社が提供する情報等を不定期に、利用契約者の電子メールアドレスに対して送付させていただく場合があります。

15 特定情報サービス

- (1) 当社は、利用契約者から当社が別に定めるところにより請求があったときは、特定情報サービス（当社が別に定める情報サービス（ソフトウェアの利用を含む）のうち、当社以外の者が、提供するものをいいます。以下同じとします。）の利用に係る特定情報利用者識別符号（特定情報サービスを利用するための英字及び数字等の組み合わせであって、当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。）をその利用契約者に付与します。

- (2) 特定情報利用者識別符号は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。
- (3) 利用契約者は特定情報利用者識別符号の適正な管理に努めていただきます。
- (4) 当社は、有料情報サービス（特定情報サービスのうち有料のものをいいます。以下同じとします。）の利用に係る情報サービス料（当社が別に定める料金とします。以下同じとします。）の課金を行います。
- (5) 当社は、情報サービス料については、その有料情報サービスの利用に係る光ネット集合一括サービスの利用料金に適用される料金月（料金表通則の1に規定するものとします。）ごとに集計のうえ、その利用契約者に請求します。
- (6) (4) 及び (5) の場合において、当社が課金及び請求する情報サービス料は、当社の機器により計算します。
- (7) 当社が別に定める期間が経過しても徴収できない情報サービス料については、有料情報サービス提供者が回収することがあります。
- (8) 当社は、特定情報サービスの提供者（以下「特定情報提供者」といいます。）からの請求があった場合は、その特定情報提供者が提供する特定情報サービスの利用者の氏名、住所等をその特定情報提供者に通知することがあります。

16 特定情報サービスに係る免責

当社は、特定情報サービスで提供される情報の内容等当社の責めによらない理由による損害については、責任を負いません。

別表 光ネット集合一括サービスにおける基本的な技術的事項

光ネット集合一括サービス

品目	物理的条件	相互接続回路
1Gb/s	8ピンモジュラーコネクタ (ISO標準IS8877準拠)	IEEE802.3ab 1000BASE-T 準拠又は IEEE802.3u 100BASE-TX 準 拠又は IEEE802.3i 10BASE-T準拠

料金表

料金表

通 則

(料金の計算方法等)

- 1 光ネット集合一括サービスの料金は、この光ネット集合一括サービス料金表（以下「料金表」といいます。）に規定するほか、当社が別に定めるところによります。
- 2 当社は、利用契約者がその光ネット集合一括サービス利用契約に基づき支払う料金を料金月（1の暦日の起算日（当社が光ネット集合一括サービス利用契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの期間をいいます。以下同じとします。）に従って計算します。
ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。
- 3 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定める利用料金をその利用日数に応じて日割します。
 - （1）料金月の初日以外の日に関光ネット集合一括サービスの提供の開始（端末設備等についてはその提供の開始）があったとき。
 - （2）料金月の初日以外の日に関光ネット集合一括サービス利用契約の解除（端末設備等についてはその廃止）があったとき。
 - （3）料金月の初日に光ネット集合一括サービスの提供を開始（端末設備等についてはその提供の開始）し、その日に光ネット集合一括サービス利用契約の解除又は端末設備等の廃止があったとき。
 - （4）料金月の初日以外の日に関光ネット集合一括サービスの種類の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - （5）5の規定に基づく起算日の変更があったとき。
- 4 3の規定による利用料金の日割は、暦日数により行います。この場合、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。
- 5 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、2に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 6 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 7 利用契約者は、料金について、当社が指定する期日までに、当社が指定する金融機関等を通じて支払っていただきます。
- 8 利用契約者は、料金について、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 9 当社は、当社に特別の事情がある場合は、利用契約者の承諾を得て、2ヶ月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 10 当社は、当社が請求することとなる料金について、利用契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。ただし、前受金に利息を付さないこととします。

(消費税相当額の加算)

- 11 料金表に定める料金の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額(税抜価格(消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。))に基づき計算した額とします。))に消費税相当額を加算した額とします。上記算定方法により、支払いを要することとなった額は、料金表に表示された額(税込価格(消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。))の合計と異なる場合があります。なお、料金表に規定する料金額は税抜価格とし、かつこの料金額は税込価格を表示します。また、関連法令の改正により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。

(料金等の臨時減免)

- 12 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この契約の規定にかかわらず、臨時に、その料金を減免することがあります。この場合、当社は、その災害の被災地及び近隣のサービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表 料金

第1 利用料金

1 適用

区分	内容	
(1) 品目等	ア 光ネット集合一括サービスには、次の品目があります。	
	品目	内容
	1Gb/s	最大 1Gbit/s の符号化伝送が可能なもの
	イ 光ネット集合一括サービスには、次表のとおり提供の形態による区分があります。	
	区分	内容
	プラン 1	プラン 1－2 当社が契約者グループを設定して提供するもののうち、建物の共用部分に分岐装置を設置し、各契約者回線にそれぞれ回線終端装置を設置するもの
ウ 光ネット集合一括サービスには、次表のとおり提供戸数に応じた細目があります。	区別	内容
	クラス 1	提供戸数が 4～11 戸であるもの
	クラス 2	提供戸数が 12 戸以上であるもの
(2) 光ネット集合一括サービス区域の設定	当社は、行政区画、その地域の社会的経済的諸条件、光ネット集合一括サービスの需要と供給の見込み等を考慮して光ネット集合一括サービス区域を設定します。	
(3) ホームゲートウェイの加算額の適用	ア 当社は光ネット集合一括サービスにおいてホームゲートウェイを提供します。	
	イ ホームゲートウェイ利用料は、2（料金額）に規定する定額利用料の加算額を適用します。	

2 料金額

2－1 定額利用料

2－1－1 基本額

料金種別	料金額 (1 契約ごとに月額)
光ネット集合一括サービス	無料
備考 すべての品目において同じとします。	

2－1－2 加算額

端末設備に係る加算額

料金種別	料金額 (1 装置ごとに月額)
ホームゲートウェイ利用料	無料

附則

(実施期日)

附則第 1 条 この契約は、 2 0 2 5 年 9 月 8 日から実施します。